

事 務 連 絡
平成23年5月19日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局
建 設 業 課
建 設 市 場 整 備 課

東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について

標記事業については、下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るための金融支援対策として、利用が図られてきたところですが、長年にわたる建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境に加え、今般の東日本大震災による影響もあり、東日本大震災の被災地域における中小・中堅建設企業等は、極めて厳しい状況です。

このため、被災地域における建設企業の資金調達の円滑化を図るため、本事業を拡充し、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権を支払期日前にファクタリング事業者が買い取る場合に、債権の買取時の下請建設企業等の金利負担の軽減及び債権回収に係る緊急的なリスク負担の軽減を行うことができるよう新たに措置するとともに、被災地域において行われる災害廃棄物の撤去等に係る債権についても保証を受けられることとし、別添のとおり、関係者あてに通知したところです。

つきましては、貴団体におかれても、本事業の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴団体傘下の会員等に対し、適切な指導、周知をお願いします。

財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省建設流通政策審議官

東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について

標記事業については、下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るための金融支援対策として、利用が図られてきたところであるが、長年にわたる建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境に加え、今般の東日本大震災による影響もあり、東日本大震災の被災地域における中小・中堅建設企業等は、極めて厳しい状況にある。

このため、被災地域における建設企業の資金調達の円滑化を図るため、本事業を拡充し、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権を支払期日前にファクタリング事業者が買い取る場合に、債権の買取時の下請建設企業等の金利負担の軽減及び債権回収に係る緊急的なリスク負担の軽減を行うことができるよう新たに措置するとともに、被災地域において行われる災害廃棄物の撤去等に係る債権についても保証を受けられることとした。

ついては、本事業について、下記に定めるところにより、その適正な実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1 新事業の概要

本事業に係る新たな措置（以下「新事業」という。）は、東日本大震災の被災地域における下請建設企業又は資材業者（以下「下請建設企業等」という。）の資金需要に応じ、下請建設企業等が元請建設企業（下請契約等における注文者をいう。以下同じ。）に対して有する工事請負代金等に係る債権（下請建設企業等と元請建設企業との間の工事請負代金

等に係る債権に対応する元請建設企業が振り出した支払手形であることが確認された手形（手形期間が120日を超えないものに限る。以下単に「手形」という。）を含む。以下単に「債権」という。）を、ファクタリング事業者（債権の支払期日前に債権者から債権を買い取り、その債権金額から当該金額に買取料率を乗じて得た金額を差し引いた金額を当該債権者に支払う事業を行う者をいう。）が積極的に買い取ることを促進することによって下請建設企業等の資金繰りの円滑化を図るため、財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が、債権買取時における下請建設企業等の金利負担を軽減するため助成を行うとともに、買い取った債権の全部又は一部の回収が困難となったためファクタリング事業者に損失が発生した場合に当該損失（以下単に「損失」という。）の補償を行うものである。

2 新事業の対象範囲

（1）対象となる下請建設企業等

本事業の対象となる下請建設企業等は、次に掲げる要件のいずれかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業とする。

- ① 元請建設企業から建設工事の全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業であって、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「被災地域」という。）に主たる営業所を有するもの
- ② 元請建設企業から被災地域において行われる建設工事（がれき等の災害廃棄物の撤去等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業
- ③ 元請建設企業に建設工事に関する資材を直接供給している資材業者であって、被災地域に主たる営業所を有するもの
- ④ 元請建設企業に被災地域において行われる建設工事に関する資材を直接供給している資材業者

（2）対象となる債権

①債権の成因要件

新事業による買取の対象となる債権は、元請建設企業を債務者、下請建設企業等を債権者とするものであって、建設工事に関するものとする。

②元請建設企業の要件

新事業による買取の対象となる債権は、次に掲げる要件をすべて満たす元請建設企業が債務者であるものとする。

イ) 新事業に基づく債権の買取を実施しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること又は新事業に基づく債権の買取を実施しようとする日の属する年度若しくはその前年度に公共工事（国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。）の受注実績があること。

ロ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続（以下単に

「再生手続」という。)開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続(以下単に「更生手続」という。)開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て若しくは会社法(平成17年法律第86号)の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。

ハ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。

ニ) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。

ホ) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

3 ファクタリング事業者の選定基準

新事業を実施するファクタリング事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であつて、基金が認める者とする。

- ① 貸金業法(昭和58年法律第32号)第3条に基づく登録を受けていること。
- ② 建設業の実務に関して専門的知見を有していること。
- ③ 債権の買取を確実に実施するに足りる財産的基礎を有する者として原則として前年度決算において資本の額若しくは出資の総額が別に定める額以上のものであり、かつ、社会的信用を有していること。
- ④ 新事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

4 ファクタリング事業者の債権買取限度額等

(1) 債権買取限度額

- ① ファクタリング事業者ごとの債権買取限度額(買取債権残高の限度額をいう。以下同じ。)は、別に定める額の範囲内で記5の協定に定める額とする。
- ② 基金及びファクタリング事業者は、①により記5の協定に債権買取限度額を定めるときは、ファクタリング事業者が過大なリスクを取ることをないように留意するものとする。

(2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額

- ① ファクタリング事業者の一の元請建設企業当たり債権買取限度額は、別に定める額の範囲内で記5の協定に定める額とする。
- ② 基金は、一の元請建設企業に係る全ファクタリング事業者を通じての債権買取残高が、基金の定める上限額を超えないよう、ファクタリング事業者の当該元請建設企業に係る債権買取限度額を引き下げる等必要な措置を講じるものとする。

(3) 一の下請建設企業等当たり債権買取限度額

ファクタリング事業者の一の下請建設企業等当たり債権買取限度額は、別に定める額の範囲内で記5の協定に定める額とする。

(4) 債権の買取料率の上限

ファクタリング事業者が債権買取の際に設定する買取料率は、別に定める利率を上限とする。

(5) 損失補償限度額

ファクタリング事業者が受けられる損失補償の限度額は、下請建設企業支援対策費補助金交付要綱に基づいて基金に交付された補助金により、基金内に造成された建設業債権保全基金の範囲内で各年度ごとに記5の協定に定める額とする。

(6) 債権の支払保証に係る保証限度額等との関係

(1)、(2)及び(3)の債権買取限度額並びに(5)の損失補償限度額は、それぞれ債権の支払保証に係る保証限度額及び損失補償限度額との合計額とする。

5 協定の締結

(1) 協定に定める事項

基金は、新事業を実施するため、ファクタリング事業者と新事業の実施に関する包括的な協定を締結するものとし、当該協定においては、少なくとも次の事項を定めるものとする。

- ① 記4(1)から(3)までに定める債権買取限度額及び4(5)に定める損失補償限度額
- ② 記7に定める買取料割引助成の実施手続
- ③ 記8に定める利用料の徴収及び基金への支払手続
- ④ 記9に定める損失補償の実施手続
- ⑤ ファクタリング事業者が基金に対して行う買取実績及び損失の発生実績に関する報告手続
- ⑥ ファクタリング事業者が基金に対して行う損失補償の対象となった債権の管理状況に関する報告手続

(2) 債権買取限度額及び損失補償限度額の変更

基金は、建設業債権保全基金の残高、本事業におけるファクタリング事業者の実績等の状況を踏まえ、(1)の協定の定めるところにより、(1)①の各債権買取限度額及び損失補償限度額を変更することができる。

6 債権の買取手続

(1) 債権の確認

ファクタリング事業者は、下請建設企業等から債権の買収の申込みを受けたときは、当該債権に係る記1、2及び4に定める要件をすべて満たすことを確認した後、買い取

るものとする。

(2) 債権の譲渡

下請建設企業等は、債権をファクタリング事業者に譲渡し、当該ファクタリング事業者は、当該債権の買取金額を下請建設企業等に支払う。

(3) 買取料及び利用料の支払い

下請建設企業等は、ファクタリング事業者に買取料を支払うとともに、ファクタリング事業者を通じて、基金に買取額に別に定める料率を乗じた額の利用料を支払う。

(4) 債権金額の回収

ファクタリング事業者は、支払期日に元請建設企業から債権金額を回収する。

7 金利負担助成

(1) 買取金利の引下げ

ファクタリング事業者は、別に定めるところにより下請建設企業等による新事業の利用見込みの把握に努めるものとし、当該利用見込みを把握した下請建設企業等に係る債権を買い取るときは、(2)の助成がない場合に通常設定する買取料率から、別に定める助成料率相当分を差し引いて、下請建設企業等に支払を求める買取料率を設定するものとする。

(2) 助成の実施

基金は、(1)による買取料率の引下げにより、ファクタリング事業者に生じた買取料収入の減収額に相当する額をファクタリング事業者に助成するものとする。

8 利用料

(1) 利用料の受領

ファクタリング事業者は、下請建設企業等から保証料を受領するときは、あわせて、基金に代わって下請建設企業等から利用料を受領するものとする。

(2) 利用料の管理

ファクタリング事業者は、利用料を受領したときは、記7(2)の助成を受けるまでの間、当該利用料を自己の財産と区別して適正に管理するものとする。

9 損失補償

(1) 損失補償の実施

基金は、記5の協定に基づきファクタリング事業者が下請建設企業等から買い取った債権の全部又は一部の回収が、元請建設企業に係る民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、手形交換所による取引停止処分等の事由により困難となり、ファクタリング事業者に損失が生じたときは、当該債権金額に別に定める率を乗じた額を補償する。

(2) 損失補償金の支払

基金は、記5(1)⑤の損失の発生実績に関する報告を受けた後、協定で定めるところにより、ファクタリング事業者から損失補償金の請求を受け、ファクタリング事業者に対し損失補償金の支払を行う。

(3) 損失補償の対象となった債権の管理

ファクタリング事業者は、損失補償金の支払を受けた後も、当該損失補償の対象となった債権の回収に努めることとし、回収した場合には、別に定めるところにより、回収額の一定割合を基金に返戻する。

10 国への報告

基金は、新事業の実施状況について、別に定める期間ごとに国土交通省に報告するものとする。

11 適正な事業を確保するための措置

基金は、新事業の実施に当たり、必要に応じ、有識者の意見を聴く等により新事業の適正な実施を確保するものとする。

附 則

(1) 施行期日

新事業は、平成23年6月1日から施行し、当面、平成24年3月31日までに買い取られた債権を対象とする。

(2) 通知内容の見直し

本通知の内容は、新事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

(3) 「下請建設債権保全支援事業について」の改正

「下請債権保全支援事業について」(平成22年2月9日付け国総建第228号、国総建整第253号)の一部を次のように改正する。

記2(1)①中「建設工事」の次に「(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)において行われるがれき等の災害廃棄物の撤去等を含む。以下同じ。)」を加える。

○「下請債権保全支援事業について」（平成22年2月9日付け国総建第228号、国総建第253号）

改 正 案	現 行
2 本事業の対象範囲 (1) 対象となる下請建設業者等 本事業の対象となる下請建設業者等は、次に掲げる要件のいずれかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅業者とする。 ① 元請建設業者から建設工事（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において行われるがれき等の災害廃棄物の撤去等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を直接請け負っている下請建設業者 ② 元請建設業者に建設工事に関する資材を直接供給している資材業者 (2) (略)	2 本事業の対象範囲 (1) 対象となる下請建設業者等 本事業の対象となる下請建設業者等は、次に掲げる要件のいずれかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅業者とする。 ① 元請建設業者から建設工事の全部又は一部を直接請け負っている下請建設業者 ② 元請建設業者に建設工事に関する資材を直接供給している資材業者 (2) (略)

(改正後の通達全文)

国総建第228号

国総建整第253号

平成22年2月9日

財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省建設流通政策審議官

下請債権保全支援事業について

建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅の下請建設業者等は極めて厳しい経営環境に直面している。このため、今般、本年1月28日に成立した平成21年度第2次補正予算において、下請建設業者等の経営を支えるための金融支援対策として、下請建設業者等の有する債権を保全するための措置が講じられることとなった。

これまで貴法人におかれては、地域建設業経営強化融資制度、下請資金繰り支援事業等を着実に実施する等、中小・中堅建設業者の金融の円滑化支援に努めていただいているところであるが、この度、上記の予算措置を受け、下請建設業者等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、下請建設業者等が元請建設業者に対して有する工事請負代金等に係る債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設業者等の保証料負担の軽減及び保証債務の履行のための緊急的なリスク負担の軽減を行う下請債権保全支援事業を実施することとした。

ついては、同事業について、下記に定めるところにより、その適正な実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1 本事業の概要

本事業は、下請建設業者又は資材業者（以下「下請建設業者等」という。）が元請建設業者（下請契約等における注文者をいう。以下同じ。）に対して有する工事請負代金等に係る債権（支払期日が未到来であるものに限り、下請建設業者等と元請建設業者との間の工事請負代金等に係る債権に対応する元請建設業者が振り出した支払手形（手形期間が120日を超えないものに限る。以下単に「手形」という。）を含む。以下単に「債権」という。）の支払を、保証ファクタリング事業者（原則として債権の譲渡を受けるものとして債権の

支払を保証し、保証債務の履行及び当該債務の回収を行う者をいう。以下同じ。)が保証する場合において、財団法人建設業振興基金(以下「基金」という。)が、下請建設業者等の保証料負担を軽減するための助成を行うとともに、保証債務の履行により保証ファクタリング事業者に生じた損失を補償するものである。

2 本事業の対象範囲

(1) 対象となる下請建設業者等

本事業の対象となる下請建設業者等は、次に掲げる要件のいずれかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅業者とする。

① 元請建設業者から建設工事(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)において行われるがれき等の災害廃棄物の撤去等を含む。以下同じ。)の全部又は一部を直接請け負っている下請建設業者

② 元請建設業者に建設工事に関する資材を直接供給している資材業者

(2) 対象となる債権

① 債権の成因要件

本事業による支払保証の対象となる債権は、元請建設業者を債務者、下請建設業者等を債権者とする債権であって、建設工事に関するものとし、出来形部分等に対する支払に係る債権を含むものとする。

② 元請建設業者の要件

本事業による支払保証の対象となる債権は、次に掲げる要件をすべて満たす元請建設業者が債務者であるものとする。

イ) 本事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること又は本事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の属する年度若しくはその前年度に公共工事(国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。)の受注実績があること。

ロ) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続(以下単に「再生手続」という。)開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続(以下単に「更生手続」という。)開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て若しくは会社法(平成17年法律第86号)の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。

ハ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。

ニ) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。

ホ) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

3 保証ファクタリング事業者の選定基準

本事業を実施する保証ファクタリング事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であって、基金が認めるものとする。

- ① 貸金業法（昭和58年法律第32号）第3条に基づく登録を受けていること。
- ② 建設業の実務に関して専門的知見を有していること。
- ③ 債権の支払保証を確実に実施するに足る財産的基礎を有する者として原則として前年度決算において資本の額又は出資の総額が別に定める額以上のものであり、かつ、社会的信用を有していること。
- ④ 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

4 保証ファクタリング事業者の保証限度額等

（1）保証限度額

- ① 保証ファクタリング事業者ごとの保証限度額（保証残高の限度額をいう。以下同じ。）は、別に定める額の範囲内で記5の協定に定める額とする。
- ② 基金及び保証ファクタリング事業者は、①により記5の協定において保証限度額を定めるときは、保証ファクタリング事業者が過大なリスクを取ることをのしないよう留意するものとする。

（2）一の元請建設業者当たり保証限度額

- ① 保証ファクタリング事業者の一の元請建設業者当たり保証限度額は、別に定める額の範囲内で記5の協定に定める額とする。
- ② 基金は、一の元請建設業者に係る全保証ファクタリング事業者を通じての保証残高が、基金の定める上限額を超えないよう、保証ファクタリング事業者の当該元請建設業者に係る保証限度額を引き下げる等必要な措置を講じるものとする。

（3）一の下請建設業者等当たり保証限度額

保証ファクタリング事業者の一の下請建設業者等当たり保証限度額は、別に定める額の範囲内で記5の協定に定める額とする。

（4）債権の保証料率の上限

保証ファクタリング事業者が債権の支払保証をするときに設定する保証料率は、別に定める利率を上限とする。

（5）損失補償限度額

保証ファクタリング事業者が受けられる損失補償の限度額は、下請建設企業支援対策費補助金交付要綱に基づいて基金に交付された補助金により、基金内に造成された建設業債権保全基金の範囲内で記5の協定に定める額とする。

5 協定の締結

(1) 協定に定める事項

基金は、本事業を実施するため、保証ファクタリング事業者と本事業の実施に関する包括的な協定を締結するものとし、当該協定においては、少なくとも次の事項を定めるものとする。

- ① 記4(1)から(3)までに定める保証限度額及び記4(5)に定める損失補償限度額
- ② 記7に定める保証料割引助成の実施手続
- ③ 記8に定める利用料の徴収及び基金への支払手続
- ④ 記9に定める損失補償の実施手続
- ⑤ 保証ファクタリング事業者が基金に対して行う保証実績及び損失の発生実績に関する報告手続
- ⑥ 保証ファクタリング事業者が基金に対して行う損失補償の対象となった債権の管理状況に関する報告手続

(2) 保証限度額及び損失補償限度額の変更

基金は、建設業債権保全基金の残高、本事業における保証ファクタリング事業者の実績等の状況を踏まえ、(1)の協定の定めるところにより、(1)①の各保証限度額及び損失補償限度額を変更することができる。

6 債権の支払保証

(1) 債権の確認

保証ファクタリング事業者は、下請建設業者等から債権の支払保証の申込みを受けたときは、(2)及び(3)により当該債権の額を確認するとともに、当該債権に係る記1、2及び4に定める要件をすべて満たすことを確認した後、保証を開始するものとする。ただし、当該債権の額を確認することができないときは、これに代えて当該債権に係る下請契約等に定められた工事請負代金等の額を確認した後、別に定めるところにより保証を開始することができる。

(2) 手形以外の債権の額

出来形部分等に対する支払に係る手形以外の債権の額は次のとおりとする。

- ① 下請建設業者等からの支払の請求に対して元請建設業者が支払額を通知することにより、元請建設業者が支払うことを認めた額。
- ② ①にかかわらず、下請建設業者等からの支払の請求に対して元請建設業者が支払額を通知していないときは、下請建設業者等からの当該請求権を債権と、その請求額を債権の額とみなす。

(3) 手形以外の債権の額の確認方法

保証ファクタリング事業者は、手形以外の債権の額を確認するときは、元請建設業者が交付した支払額の通知書類その他元請建設業者が支払うことを認めた額が示された書類

を下請建設業者等から徴求して行うものとする。ただし、下請建設業者等からの支払の請求に対して元請建設業者が支払額を通知していないときは、下請建設業者等からの請求額が示された書類を下請建設業者等から徴求して行うものとする。

(4) 保証額

保証ファクタリング事業者が支払を保証できる額は、債権の額（手形以外の債権にあつては、下請建設業者等からの支払の請求に対して元請建設業者が支払額を通知していないときは、(2)②により債権の額とみなされた下請建設業者等からの請求額に別に定める率を乗じた額）の全部又は一部とする。ただし、(1)ただし書により保証をするときは、保証ファクタリング事業者が支払を保証できる額は、債権に係る下請契約等に定められた工事請負代金等の額の全部又は一部とする。

(5) 保証料及び利用料の支払

下請建設業者等は、保証ファクタリング事業者に保証料を支払うとともに、保証ファクタリング事業者を通じて、基金に保証額に別に定める料率を乗じた額の利用料を支払う。

7 保証料負担助成

(1) 保証料の引下げ

保証ファクタリング事業者は、別に定めるところにより下請建設業者等による本事業の利用見込みの把握に努めるものとし、当該利用見込みを把握した下請建設業者等について債権の支払を保証するときは、(2)の助成がない場合に通常設定する保証料率から、別に定める助成料率相当分を差し引いて、下請建設業者等に支払を求める保証料を設定するものとする。

(2) 助成の実施

基金は、(1)による保証料の引下げにより、保証ファクタリング事業者に生じた保証料収入の減収額に相当する額を保証ファクタリング事業者に助成するものとする。

8 利用料

(1) 利用料の受領

保証ファクタリング事業者は、下請建設業者等から保証料を受領するときは、あわせて、基金に代わって下請建設業者等から利用料を受領するものとする。

(2) 利用料の管理

保証ファクタリング事業者は、利用料を受領したときは、記7(2)の助成を受けるまでの間、当該利用料を自己の財産と区分して適正に管理するものとする。

9 損失補償

(1) 損失補償の実施

基金は、記5の協定に基づき保証ファクタリング事業者が支払を保証した債権について、元請建設業者に係る再生手続開始の申立て、手形交換所による取引停止処分等の事由により保証債務が履行されたときは、当該履行により保証ファクタリング事業者に生じた損失に対し、当該履行に係る支払額に別に定める率を乗じた額を補償する。

(2) 損失補償金の支払

基金は、記5(1)⑤の損失の発生実績に関する報告を受けた後、協定で定めるところにより、保証ファクタリング事業者から損失補償金の請求を受け、保証ファクタリング事業者に損失補償金を支払う。

(3) 損失補償の対象となった債権の管理

保証ファクタリング事業者は、損失補償金の支払を受けた後も、当該損失補償の対象となった債権の回収に努めることとし、別に定めるところにより、回収額の一定割合を基金に返戻する。

10 国への報告

基金は、本事業の実施状況について、別に定める期間ごとに国土交通省に報告するものとする。

11 適正な事業を確保するための措置

基金は、本事業の実施に当たり、必要に応じ、有識者の意見を聴く等により本事業の適正な実施を確保するものとする。

附 則

(1) 適用日

この通達は、平成22年2月9日から適用する。

(2) 本事業の期間

本事業は、平成22年3月1日から開始し、平成24年3月31日までに支払保証が開始された債権を対象とする。

(3) 通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

国 総 建 第 3 9 号
国 総 建 整 第 5 2 号
平成 2 3 年 5 月 1 9 日

財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省 総合政策局

建 設 業 課 長

建 設 市 場 整 備 課 長

東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業に係る事務取扱いについて

東日本大震災の被災地域における中小・中堅建設企業等の資金調達の円滑化を図るため、今般、「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について」（平成23年5月19日付け国総建第38号、国総建整第51号。以下「建流審通知」という。）に基づき、下請債権保全支援事業を拡充し、下請建設企業等の債権の買取時における金利負担の軽減及び債権回収に係る緊急的なリスク負担の軽減を行うことができるよう新たに措置したところであるが、新たな措置に係る事務取扱いについては、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1 ファクタリング事業者の財産的基礎

建流審通知記3③に規定する別に定める額は、原則5億円以上とする。ただし、特に債権の買取に関する実務経験及び専門知識を有する者として（財）建設業振興基金が認めるものに係る当該額については、この限りでない。

2 ファクタリング事業者の買取限度額等

(1) 債権買取限度額

建流審通知記4(1)①に規定する別に定める額は、原則として、ファクタリング事業者の純資産額の25倍に相当する額とする。

(2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額

建流審通知記4(2)①に規定する別に定める額は、6億円とする。

(3) 一の下請建設企業等当たり債権買取限度額

建流審通知記4(3)に規定する別に定める額は、6億円とする。

(4) 債権の買取料率の上限

建流審通知記4(4)に規定する別に定める利率は、年率15%とする。

3 利用料の料率

建流審通知記6(3)に規定する別に定める料率は、原則として、年率1%とする。

4 金利負担助成

(1) 新事業の利用見込みの把握

建流審通知記7(1)に基づき、ファクタリング事業者は、下請建設企業等から債権の買取の申込みを受けようとするときは、当該申込みに係る債権を買い取ろうとする日の属する年度における当該下請建設企業等による年間を通じた新事業の利用見込みを聴取して、その把握に努めるものとする。

(2) 助成料率

建流審通知記7(1)に規定する別に定める助成料率は、助成がない場合に通常設定する買取料率の3分の2(ただし、年率4%を上限とする。)とする。

5 損失補償

(1) 損失補償率

建流審通知記9(1)に規定する別に定める率は、95%とする。

(2) 損失補償を受けた債権を回収した場合の返戻

建流審通知記 9 (3) に基づき、ファクタリング事業者が損失補償を受けた債権を回収した場合は、回収金額に当該債権に係る損失補償率を乗じて得た額を基金に返戻するものとする。

6 国への報告

建流審通知記 10 に規定する別に定める期間は、3 か月とする。

附 則

(1) 施行期日

この通知は、平成 23 年 6 月 1 日から施行することとし、平成 24 年 3 月 31 日までに買い取られた債権を対象とする。

(2) 通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。